

2024年1月23日号
4月～労働条件明示ルール変更

1分でわかる！
会社を成長させるための
桑原事務所メルマガ通信

おはようございます。
桑原事務所の石原です。

皆様には、格別なご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
2023年は事務所移転という、弊社にとっても変革の年となりました。
事務所敷地内の田圃で初めての稲作もしました。
収穫した米は、事務所内で炊きスタッフで戴いています。
これが美味しいせいで、ズボンがだんだんきつくなってきた昨年末。
身体だけでなく、会社として大きく成長する2024年でありたいと職員一同精進して参ります。
本年も宜しくお願い致します。

さて、4月には法改正がいくつか発表されています。
その中の一つ、今回は労働条件明示ルール変更について簡単にお話させていただきます。

「労働基準法施行規則」と「有期労働契約の締結、及び雇止めに関する基準」の改正に伴い、労働条件の明示事項等が変更されることとなります。
現在お使いの労働条件通知書、あるいは労働契約書では要件を満たさなくなりますのでご注意ください！

対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働者	労働契約の締結時と有期労働契約の更新時	① 就業の場所・業務の変更の範囲
有期契約労働者	有期労働契約の締結時と更新時	② 更新上限の有無と内容 +更新上限を新設・短縮しようとする場合、その理由をあらかじめ説明
	無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時	③ 無期転換申込機会、無期転換後の労働条件

① 就業場所・業務の変更の範囲

現在は、契約締結直後の就業場所と業務内容の記載ですが、改正により、「変更の範囲」の記載として、今後想定される配置転換の範囲の記載が必要となります。

【例】

➡就業場所

(雇入れ直後)	➡	(変更の範囲)
防府支店		山口県内の支店
山口営業所及び労働者の自宅		すべての営業所
周南出張所		周南出張所

➡従事すべき業務

(雇入れ直後)	➡	(変更の範囲)
広告営業		会社内でのすべての業務
運送		運行管理
理美容業務		理美容業務

② 更新上限の書面明示と更新上限を新設・短縮する場合の説明

➡有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限がある場合には、その内容の明示が必要。

【例】

- ・契約期間は通算4年を上限とする
- ・契約の更新回数は3回まで

➡更新上限を新設・短縮しようとする場合はその理由を説明することが必要。

③ 無期転換申込機会、無期転換後の労働条件の書面明示

➡無期転換申込権が発生するタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨、また、無期転換後の労働条件を書面により明示することが必要。

※以上の変更は、令和6年4月1日以降交付分からとなります。

入社が4月1日であっても、交付が3月中であれば旧様式でも構いません。

簡単に説明して参りましたが、その他留意事項も出ております。

弊社でもモデル労働条件通知書を作成し提供しております。ご入用であればご遠慮なくご連絡ください。

あっという間に4月がやってきます。

早め早めの対策で余裕のある経営を。

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0064 山口県防府市高井 1143-1

[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net
